

平成 28 年 9 月 1 日
まち・ひと・しごと創生本部決定

政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について (抜粋)

1. はじめに

まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転について、道府県等からの提案を踏まえ検討を進め、本年 3 月 22 日には、「政府関係機関移転基本方針」（以下「移転基本方針」という。）を決定した。

移転基本方針では、研究機関・研修機関等について、23 機関を対象に 50 件の全部又は一部移転に関する方針をとりまとめた。

更に、中央省庁（府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人を含む。）の地方移転については、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかという地方創生の視点と、国の機関としての機能確保の視点、地方移転によって過度な費用の増大や組織肥大化にならないか、地元の協力・受入体制が整っているかという移転費用等の視点から検討を進めてきた結果、移転基本方針において、文化庁の京都への全面的な移転の他、消費者庁等、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁について、今後の具体的な対応方向を取りまとめた。

2. 中央省庁の地方移転にかかる今後の取組

中央省庁の地方移転については、実証試験や業務を試行するなど検討を進め、今般、政府内における平成 29 年度予算の概算要求にあたって、別紙のとおり、今後の取組をとりまとめ、今後、別紙に沿って具体化に向けた取組を進める。

また、本部として、その進捗を適切に点検し、その着実な実施を図る。

3. 上記以外の今後の取組

研究機関・研修機関等の地方移転については、関係者間において更に検討を進め、平成 28 年度内にそれぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした 5 年から 10 年程度の年次プランを共同して作成するとともに、政府において定期的に適切なフォローアップを行っていく。

国の機関としての機能発揮の検証については、移転基本方針及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、適切に対応していく。

中央省庁の地方移転について

I. 文化庁の移転について

1. 実証実験の概要

(1) 実施の概要

文化庁は、平成28年7月、京都市内で約2週間の実証実験を実施した。期間中は文化庁職員が常時約10名滞在し、テレビ会議システムの活用によるICTの活用の実証や現地の文化行政をめぐる状況の把握等を行った。ICTの活用の実証として、通常のテレビ会議システムと二面ディスプレイの高臨場感システムの2種類で行った。また、現地の文化行政をめぐる状況の把握として、京都における文化財の保存・継承・公開の現場等への視察、文化庁長官と関西地域の大学の学長やマスコミとの間や、関西広域連合、関西経済連合会の間での意見交換等を行った。

(2) 結果・課題等

ICTの活用の実証については、システムの特性に応じた利用により、遠隔地の者との会議等への活用で業務効率化にも資する一方、相手の視線が分かりづらい、会議終了後の補足的なやり取りができない等の課題も明らかになった。テレビ会議の活用にあたっては、直接対面での打ちあわせの機会も確保し、案件の内容等に応じて使い分けることが必要と考えられた。例えば、事務連絡や論点が事前に整理された内容に係る打ち合わせでは通常のテレビ会議システムの活用が、また、特に数人以上で議論をまとめる必要がある場合等には、全体の様子が分かる高臨場感システムの活用が適切である一方、重要案件で、相手の反応の機微等を読み取り、その場で臨機応変に合意形成を行うことが必要な場面では、テレビ会議になじまないものも少なくないと考えられる。

現地の文化行政をめぐる状況の把握については、現地視察を通じて、地元の取組についての理解を深めたほか、文化庁と関西広域連合、関西経済連合会との間で、関西の優れた文化資源等を活かして、文化行政の裾野を広げ、文化を生かした観光や産業、暮らし・まちづくりの推進に連携して取り組む旨の共同宣言がとりまとめられた。

2. 今後の方向性

(1) 文化庁移転協議会における検討

文化庁の全面的な移転については、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応等を検討するため、文化庁移転協議会が、本年4月に文部科学省、内閣官房、関係省庁の協力の下、立ち上げられた。同協議会においては、京都府・京都市も参画し、7月に行った実証実験も踏まえつつ検討を進め、「文化庁の移転の概要について」(平成28年8月25日文化庁移転協議会決定)をとりまとめた。今後、本とりまとめ

に基づき、具体的な内容について、年内を目途に決定すべく、引き続き検討を進める。

(2) 基本的考え方

人口減少社会の到来や地方の過疎化が進む中、文化芸術を資源ととらえ、文化芸術への投資が新たな創造を生み社会の発展につながるよう、文化芸術を幅広くとらえた総合的な施策の推進や、文化芸術資源の積極的な活用、既存の枠にとらわれない文化振興や戦略的な国内外への発信等が求められている。

今日の社会における文化芸術の意義や果たすべき役割を踏まえると、文化庁の組織を見直して、企画・立案体制（政策立案機能）を格段に強化するとともに、従来の文化芸術の範囲に閉じることなく、観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野との連携を強化し、総合的に施策を推進することが必要である。また、文化芸術資源を核とする地方創生の推進、生活文化、近現代文化遺産等の複合領域や新分野への対応、戦略的な国際文化交流・海外発信、文化政策研究の充実も重要であり、これらの施策を効率的・効果的に推進するための体制を行革の観点も踏まえて整備する。

今般の取組は、京都以外の全国各地や国民の理解を得ながら、こうした文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであることから、計画的・段階的に進めることが必要であるため、次の(3)具体的な取組の①～③のとおり進める。

(3) 具体的な取組

- ① 今年度実施の ICT 実証実験及び来年度実施する先行移転を通して、遠隔地の部局との連携の方法や課題について検証を行う。
- ② 京都・関西の官民の協力を得て、文化庁の京都移転の具体的メリットを示し、国民の理解を得るため、平成 29 年度に、文化庁の一部の先行移転として、「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置する。国として必要な予算・機構定員を確保しつつ、京都側の連携協力を得て、30 人程度の体制を構築し、食を含む生活文化等の地域の文化芸術資源と産業界・大学等との連携により地方創生や経済活性化を促進する拠点形成事業や、文化財を活かした総合的な観光拠点の形成や、伝統文化・生活文化を活かした広域文化観光の実現にかかるモデル事業、2017 年の東アジア文化都市に指定された京都市の人的交流・文化協力を促進させる事業、政策調査研究機能の充実等を進める。
- ③ ②と並行して、「施策・事業の執行業務及びそれと密接不可分な政策の企画・立案業務」と「政策の企画・立案などで東京で行う必要のある業務」の分離等を検討し、機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正案等を、平成 30 年 1 月からの通常国会を目途に提出する。

これにより新たな政策ニーズに対応できる「新・文化庁」の体制の構築

を図るとともに、業務に一時の停滞も来さないよう、まず既存の場所で運用し、その上で、最終的には、京都と東京との分離で必要となる組織体制を整備しつつ、円滑に移転を実施する。

なお、抜本的な組織改編の検討と並行して、移転場所、移転費用、移転後の経常経費への対応及び文化関係独立行政法人の在り方について、「文化庁の移転の概要について」に基づき、検討を進める。